

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

争続を防ぐために知っておきたい「遺留分」

平成29年12月号

相続が発生し、「遺言で他の相続人と比べ不当に相続財産が少なかった時は、法律で守られた最低限の取り分(遺留分)を請求して確保しよう」と銘打った弁護士等の相談窓口が多くネット掲載されています。この遺留分の請求は必ずしも裁判



上で請求する必要はなく、しかも遺留分を侵害した人に一方的に返還の意思表示をすれば、請求された人は応じる義務が生じるという強い権利ですので、請求はすなわち争いに直結します。従って、本来は自らの財産をどう処分し遺言にどう書く自由なはずですが、未然に防ぐためには遺留分に留意せざるをえません。

●法律上、最低限度の遺留分として法定相続人のうち配偶者および子供(代襲相続人)が相続の場合は法定相続分の2分の1、そして父母(祖父母)が相続する場合は3分の1の相続割合が保障されています。兄妹が相続人である場合は認められていません。ただし、相続の開始および遺贈等を知った日から1年(相続開始を知らなかった時は10年)で時効となります。

●相続割合に基づき請求額を算定するための基礎財産の価額は、被相続人が相続開始の時に有していた財産の価額+相続開始前1年以内の相続人以外への贈与財産+相続人への「特別受益」から債務を差し引いて算定します。特別受益とは、特定の相続人が生前贈与を受け

ていた財産のことで、ずっと昔までさかのぼって適用されます。特別受益にあたる財産として、①持参金や支度金など婚姻や養子縁組のために出してもらった費用 ②大学以上の教育・留学費用 ③不動産の贈与 ④相続分の前渡しと認められる金銭・有価証券等の贈与 ⑤特定の相続人が無償使用していた場合の地代家賃相当額等、が該当します。生命保険金は受取人固有の財産となり特別受益に該当しません。死亡退職金については誰が受取人であるかによって判断が分かります。そして、その特別受益財産は、贈与時の価額ではなく、**相続開始の時点**を基準として評価額が決定されます。

●そのため、後継者が先代経営者から事業を承継し自社株の贈与を受けた場合に、先代経営者が亡くなるまでの間に後継者の貢献によって会社業績が向上したときでも、承継時に贈与を受けた株価ではなく、相続開始時の自社株の時価によって基礎財産を計算され、高額な遺留分を請求されてしまうことがあります。そこで、平成21年に「経営承継円滑化法に基づく遺留分特例」が施行され、基礎財産から除外または算入価額を固定することを合意し、家裁の許可を得れば遺留分の主張ができなくなる制度が設けられました。また民法(相続関係)の改正に関する中間試案において遺留分の見直しが検討されており、①現行の、請求を受けたら遺産を返す義務が生じるという規律を改め、請求によって原則として金銭債権が発生するものとする ②生前の相続人に対する贈与は無制限期間ではなく、一定期間(例えば5年間)になされたもののみ基礎財産価額に参入する ③婚姻期間20年以上の夫婦どちらかが死亡した場合、配偶者に贈与された住居は対象にしないこととする等の改正が検討されています。